

## 第70回 国際対応専門委員会議事概要

日時 平成20年5月12日(月) 10時00分～11時30分

場所 (財)財務会計基準機構 会議室

### (審議事項)

#### (1) 負債と資本の区分に関するワーキング・グループの検討状況について

負債と資本の区分プロジェクトは、FASBにて先行して議論を行い、昨年11月にFASBから予備的見解文書「資本の特徴を有する金融商品」(以下「PV」という。)が公表され、本年5月30日までコメントを募集している。IASBでは、独自のコメント募集のための文書にPVを添付したディスカッション・ペーパーを、2月28日に公表し、9月5日までコメントを募集している。

4月18日開催の第150回企業会計基準委員会、2月及び4月開催の国際対応専門委員会でのPVの概要及びコメントに対する審議(詳細な内容は、「第150回企業会計基準委員会の議事、第68回国際対応専門委員会議事概要、及び第69回国際対応専門委員会議事概要」を参照)に引き続き、事務局から、その後開催された負債と資本の区分に関するワーキング・グループでの検討内容について説明し、ワーキング・グループで現在検討されているPVに対するコメント案について説明を行った。

その後に行われた質疑応答では、以下のような質問及び意見が述べられた。

- PVの基本的所有アプローチの1株当たり利益(EPS)計算への影響についての質問に対するコメント案に含まれている、「残余財産の分配について優先するため負債に分類される商品が、配当については基本的所有商品と同じ場合に、EPS計算上は、基本的所有商品と同じに扱うように調整が必要となるか議論が必要と考える。」という記述に対して、以下のような意見が述べられた。
  - コメント案で指摘している問題の解決のためにも、優先株式は負債ではなく資本として分類するべきではないか。
  - 負債に分類された商品の配当は費用に計上され、資本に分類された商品の配当が利益から分配されることとなる。したがって、上記のコメント案のようなEPS計算での調整は、EPS計算だけの問題ではないのではないか。

以上の意見に対する、事務局からの回答は以下のとおりである。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- EPS 計算は、負債と資本の区分と連動していない面がある。現行でも優先株式に対する配当が明示的である場合には、それを控除して普通株主に帰属する 1 株当たり利益として計算されている。
- 上記のコメント案の趣旨は、残余財産の分配は優先するが配当については普通株式と同じ優先株式が存在する場合に、現行の日本の規定のように当該優先株式も普通株式と同等に扱い、EPS 計算の分母に反映させている処理を継続することができるのではないかというものである。

## (報告事項)

### (1) 4 月 IASB 会議報告及び 5 月 IASB 会議の議題紹介

山田 IASB 理事より、2008 年 4 月 IASB 会議での以下の議題の審議について、IASB 会議報告を用いて報告された。

	議題	主な内容
IASB 単独会議	収益認識	ディスカッション・ペーパーのドラフトの 3 つの章についての紹介と意見交換 (第 2 章「顧客との契約の会計処理」、第 3 章「履行義務」第 4 章「履行義務の履行」)
	IAS 第 37 号改訂	負債の測定、リストラ費用、不利な契約
	IAS 第 39 号改訂	ヘッジ会計の ED の再審議。プロジェクトの進め方。
	連結	現在検討されているアプローチ
	子会社、共同支配企業及び関連会社の投資原価	投資のみなし原価、IAS 第 27 号の改訂 (子会社等の受取配当)、新設親会社を含むグループ再編取引
IASB/FASB 合同会議	IASB と FASB との覚書 (MOU) の見直し	MOU 対象項目を 2011 年 6 月頃までに完成させるための対応策の検討
	概念フレームワーク	企業主体観と所有主観の関係に関する記述の追加 (フェーズ A)、親会社の財務諸表と連結財務諸表との関係に関する予備的見解 (フェーズ D)。
	信用危機への対応	信用危機に対する IASB 及び FASB の対応策。
	収益認識	欧州財務報告アドバイザー・グループ (EFRAG) 等が公表したディスカッション・ペーパー

以上の議題以外に IASB 単独会議では、ジョイント・アレンジメント、中小規模企業 (SME) の会計基準、IFRS 第 5 号 (売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業) の改訂、IFRS の年次改善 (手続及び各論点) についても審議されたことが報告された。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(IASB 会議報告については当委員会ホームページ

<http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/2008.php> を参照。)

説明の後に質疑応答が行われ、以下のような意見が述べられた。

- IAS 第 37 号改訂のリストラ費用に関連して、固定資産の減損における使用価値の測定の際に、リストラ費用をキャッシュ・フローの見積りに含めることは可能であるのかという質問に関しては、山田 IASB 理事から、IAS 第 36 号に将来のリストラクチャリングをキャッシュ・フローの見積りから除外する旨の規定があることが紹介された(第 33 項)。
- 収益認識の履行義務の履行に関して、財の引渡の場合、「財に対する強制力のある権利又はアクセスが顧客に移転された時点」で履行というのは理解できるが、より問題になると思われるサービスの場合、「サービス又はサービスに対するアクセスが提供された時点」で履行とされているが、どのような場合を想定しているのかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、サービスに対するアクセスについてはあまり議論されてはいないが、家の壁を塗る設例では 1 はげごとにサービスが移転する進行基準的な考え方を検討しているということ、履行義務の履行では画一的に強制力のあるアクセスの移転の時点のみが考慮され、リスクと経済的便益のようなそれ以外の要素は考慮しない考えであることが重要であるという説明があった。
- また、山田 IASB 理事から、履行義務に関して、どのように履行義務を識別するかが重要であるという説明があった。
- 連結プロジェクトで、オフバランス項目の開示の充実及び公正価値の測定を含む IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の改訂のための、公開草案の公表を準備中である点と、連結範囲を見直すプロジェクトでの最初の成果物が公開草案となる予定である点に関連して、双方の項目が含まれる公開草案が公表されるのかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、たぶん公表される公開草案は 2 つに分かれ、開示に関する公開草案が先になり、連結範囲の公開草案はもう少し時間をかけて審議にすることとなるのではないかという私見が述べられた。

## (2) 5 月 IASB 会議の議題紹介

山田 IASB 理事から、5 月 IASB 会議では、以下の議題が審議される予定であることが紹介された。

議題	主な内容
排出権取引	昨年末に正式な議題となった。プロジェクトの範囲。

<sup>1</sup> なお、引渡しの時期が同じ履行義務は区分して識別する必要はないという議論がなされている。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## 報告事項( 1 )

議題	主な内容
IAS 第 39 号改訂	ヘッジ会計の ED の再審議。ヘッジ会計に適格なエクスポージャー。
1 株当たり利益	公開草案のドラフトの際に識別された論点。
IFRIC	5 月 IFRIC 会議の報告
年次改善	今後の進め方等。
収益認識	測定アプローチに関する議論。
IAS 第 37 号改訂	IAS19 改訂 - 解雇給付。
IFRS の初度適用	2011 年に IFRS を初度適用する地域にとって、明確でない部分を議論。
中小企業会計	ED に対するコメント・レター、フィールドテスト、ワーキング・グループでの議論を受けての再審議。

( 5 月 IASB 会議の議題については、IASB ホームページ <http://www.iasb.org> を参照。)

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。